政令

不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十二号

不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第五条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令（平成十三年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不正競争防止法施行令

本則第一項中「不正競争防止法（以下「法」という。）」を「法」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（外国公務員等で政令で定める者）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（技術上の秘密の内容）

第一条　不正競争防止法（以下「法」という。）第五条の二の政令で定める情報は、情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを除く。）とする。

（技術上の秘密を使用したことが明らかな行為）

第二条　法第五条の二の政令で定める行為は、法第二条第一項第十号に規定する技術上の秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを含む。）に係るものに限る。）を使用して評価し、又は分析する役務の提供とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の不正競争防止法施行令第一条及び第二条の規定は、この政令の施行前に不正競争防止法第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為（同条第六項に規定する営業秘密を取得する行為に限る。）があった場合における当該営業秘密を取得する行為をした者については、適用しない。

経済産業大臣　世耕　弘成

内閣総理大臣　安倍　晋三

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十三号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第三十条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条―第九条）
附則

第一章　関係政令の整備

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第三十二条の四の二の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）」を「労働者派遣法」に改め、「同条第一項に規定する」及び「（以下単に「派遣先の事業」という。）」を削り、同項の前に次のように加える。

第三十二条の三の二	使用者	使用者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）の第十条に規定する使用者とみなされる者
	前条第一項の規定	労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される前条第一項の規定
	第三十三条又は第三十六条第一項の規定	当該使用者とみなされる者が労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される第三十三条又は第三十六条第一項の規定

第六条第一項の表第百四条の項中「第百四条」を「第百五条」に改める。

第七条第二項の表第三十五条の三の項中「第三十五条の三」を「第三十五条の四」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第二条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「第三十八条の四第三項」の下に「（同法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正）

第三条　青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「第三十五条第一項」の下に「、第三十六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）」を加え、「及び第七項」を「、第七項及び第九項」に、「並びに第六十七条第二項」を「、第六十七条第二項並びに第百四十一条第三項」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「第七条第一項」を「第七条」に改める。